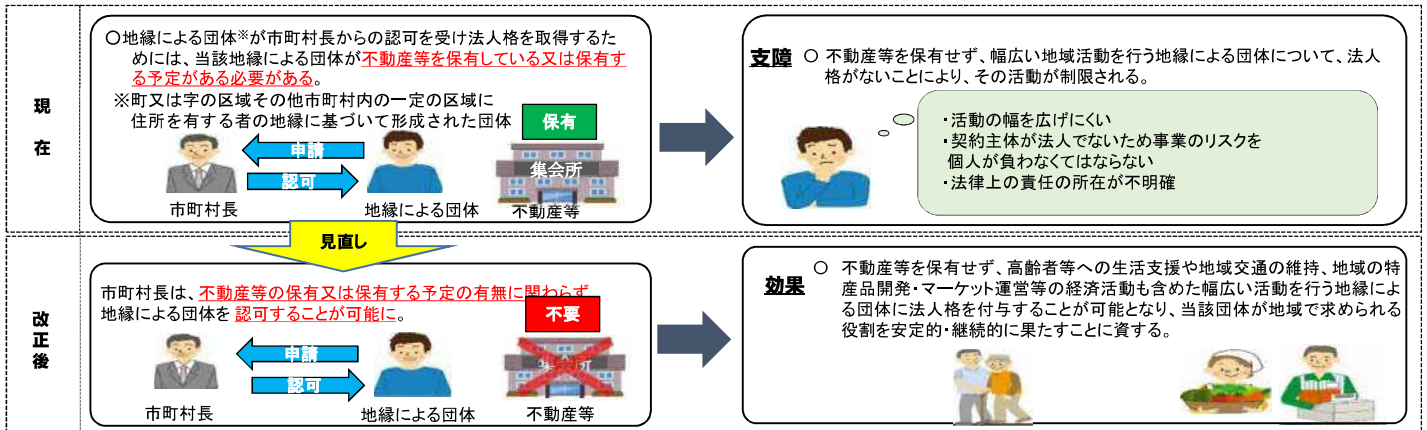


制度の概要（地方自治法260条の2）

○自治会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利能力なき社団」と考えられ、自治会等の名義で不動産登記することができなかったが、平成3年に創設された「認可地縁団体制度」により、**地縁による団体が、不動産等を保有（保有予定）するため、市町村長から認可を受けることによって、法人格を取得し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記することが可能となっている。**

第11次地方分権一括法による地方自治法改正（令和3年5月26日公布、11月26日施行）

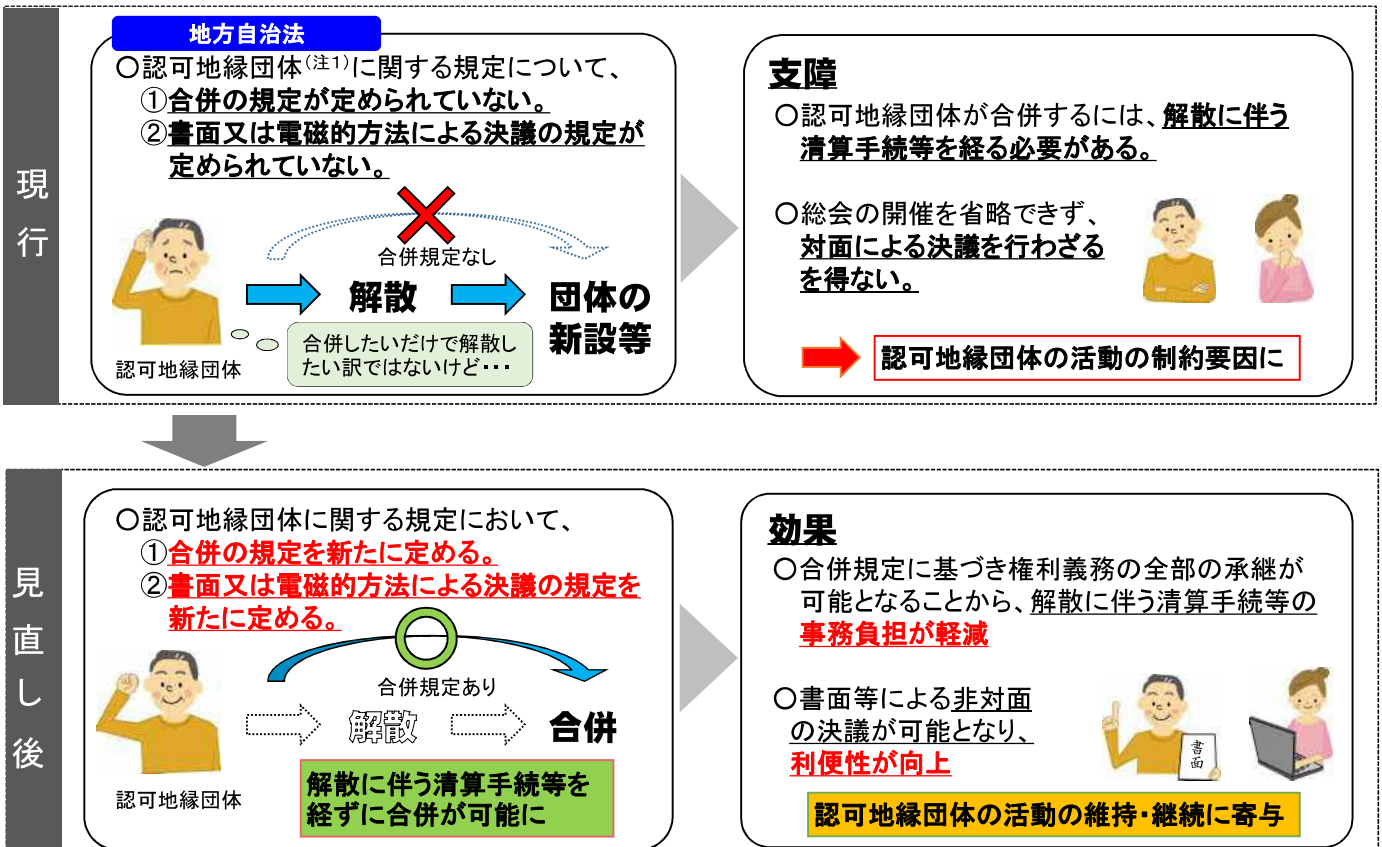
○不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う自治会・町内会等もあり、活動実態と認可目的が必ずしも一致しない。
 ○今般の地方分権一括法による地方自治法改正により、**不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能となった。**



○上記のほか、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法改正（令和3年5月19日公布、9月1日施行）により、**認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることが可能となった。**

認可地縁団体制度の更なる改正（案）（認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し）

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」内閣府地方分権改革推進室作成資料を一部加工



(注1) 認可地縁団体とは…自治会など（町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体）で市町村長による認可を受けた団体。
 (注2) 上記見直しと併せて、**認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直しを行う。**